

保護者様

台東区教育委員会庶務課、指導課

学校から持ち帰るタブレット端末の御家庭における活用に関するお願い

日頃より本区における学校教育に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

台東区教育委員会は児童・生徒用のタブレット端末を導入し、ICTを活用した教育活動の一層の推進に取り組んでいるところです。この端末は学校での活用のほか、御家庭に持ち帰って使用することができるようになっております。

つきましては、この端末の有効活用を図るため、以下の点について、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

- 1 学校から持ち帰るタブレット端末（以下「端末」という。）は学習活動に使用することを目的としております。目的外で使用しないよう、御家庭での管理を徹底するようお願いいたします。また、この機会を捉え、情報機器の安全な取扱いについて、御家庭でお子様と十分に話し合うようお願いいたします。
- 2 端末は認証付きのインターネット接続を介して使用するため、御家庭では、各御住居の通信環境（無線LANルーター等）に接続して使用するようお願いいたします。通信環境の御用意ができない場合は、学校に御相談ください。
- 3 端末を接続する際には、別添の御案内を参考に、お子様と御一緒に作業していただくようお願いいたします。なお、無線LANルーター等への接続は、セキュリティ上、端末起動の都度行っていただく必要がありますので御留意ください。
- 4 端末はできるだけ御家族がいる場で使用させるとともに、特に夜間の使用や1日の使用時間については、御家庭でルールを決めるなど、長時間の使用を控えさせてください。また、端末は保護者の方が定期的に使用状況等を確認するなど、お子様の健全な生活に悪影響を与えないよう御注意ください。
- 5 端末は繊細な精密機器です。端末を故意または重大な過失により破損させた場合や、紛失、盗難などにより学校に返却不能となった場合、その損害に係る費用を負担していただくことがありますので御注意ください。
- 6 学校から配信される教材等は、学習活動を目的とした学校等の著作物です。これらの情報の他の情報機器への転送や、SNS等へのリンク先の転載及び再配布は厳に慎んでください。
- 7 端末に不具合が発生した場合は、学校に御連絡をお願いいたします。また、端末に関する各種お問合せは、教育委員会の担当までお願いいたします。

〔お問合せ〕（無線LAN接続など機器操作に関すること）

台東区教育委員会庶務課教育情報システム担当
電話 5246-9032（平日 9:00～17:00）

（情報モラルなどに関すること）

台東区教育委員会指導課教育改革係
電話 5246-1454（平日 9:00～17:00）